

○司会 それでは、ただいまより第3回「原子力災害からの福島復興再生協議会」を開催いたします。

本日は野田総理にも出席いただいております。

まず最初に、開催に当たり総理より皆様にごあいさつを申し上げます。

○野田総理大臣 東日本大震災の発生以来、福島県の皆様、関係する市町村の皆様には大変な御苦勞をおかけしています。特に厳しい寒さの中で、仮設住宅や避難所で新年を迎えざるを得なかった被災地の皆様には、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

政府としても、県や市町村の御要望を踏まえまして、福島県の企業立地に対する復興支援、国際的な医療センターの整備や地域医療の再生、風評被害への対応のための経費を含む福島県原子力災害等復興基金の創設など、福島の復興再生に取り組んでいるところであります。

原発事故への対応については、昨年12月16日にステップ2の達成について宣言をいたしましたけれども、原発事故との闘いはこれで終わりではないことも併せて申し上げさせていただきました。特に今後の大きな課題は、除染、健康管理、賠償、この3つの柱について、政府一丸となって徹底した取組みを行っていく決意でございます。

警戒区域や避難指示区域の見直しは、12月26日にとりまとめた基本的な考え方に基づき、市町村や住民の御意向を十分に把握しながら、きめ細やかな対応を行ってまいりたいと考えております。いずれにせよ、避難を余儀なくされている住民の皆様に安心してふるさとお戻りいただくため、さまざまな課題に逃げることなく、国が最後の最後まで責任を持って取り組む覚悟でございます。

中間貯蔵施設については、昨年末、細野環境大臣より双葉郡8町村内での立地の御検討を県及び関係市町村にお願いをしたところでございます。これまでも大変御苦勞をおかけし、御迷惑をおかけしているこうした地域の皆様に、改めてこうしたお願いをすることは誠に心苦しい次第でございますが、改めて私からも引き続きの御検討をお願いしたいと思います。

できるところから速やかに、地域の復旧と復興の段階に入ることが基本だと思います。生活に必要なインフラや公共設備の復旧再生に取り組んでもらいたいと思います。

なお、長期避難をお願いする皆様には、十分な支援を行っていききたいと思います。これらの対応の裏づけとして、福島の復興再生に必要な事項を定めた特別措置法案の次期通常国会への提出に向けて、今、詳細な検討にとりかかるところであります。

今後とも福島県、市町村、関係の皆様と相携えて福島の復興に取り組んでいく決意でございます。

今日はどうぞよろしくお願いたします。

○司会 続きまして、佐藤知事よりごあいさつをお願いいたします。

○佐藤知事 第3回の協議会を開催するに当たり、年の初めの本当にお忙しいところ、野田総理にこうしてお越しいただきまして、心から御礼を申し上げます。

3. 11の発災以来、10か月、300日が経ちました。原子力災害は、総理始め皆さん重々御承知のとおり、今日も非常に厳しい状況の中であります。県内外に避難をしている15万人の皆さんは、前ならお正月をふるさとで迎えたい、そんな気持ちだっただろうと思いますけれども、これがかなわないということは、私自身、胸が締められる思いでございます。同時にこの10か月間、福島県の県民の皆様は、メディアで東京電力福島原子力発電所という名前が流れるたびに悔しい、つらい思いを等しくしております。これは総理始め内閣の皆さん、各省庁の皆さん、同じ気持ちの中で取り組んでいただきたいと、冒頭お願い申し上げておきます。

今、総理からも12月のステップ2の話がありましたが、まさにステップ2を達成した、サイト内の事故は収束したということでありましょう。しかし、いわゆる避難をしている皆さん、また福島県の皆さんからすると、感覚は相当違うということでもありますので、この辺も改めて政府の皆さんにしっかりと受け止めていただきたい。あくまでも避難している人が帰還することが、私は収束宣言だと理解をしております。

そういう中でも、私どもは12月末に福島県の復興計画をつくらせていただきました。その中で大事なことを幾つか申し上げますと、1つは徹底した除染が必要である。環境の改善ということでもあります。それから、福島県民の健康の管理が極めて大事であります。そして、いわゆるさまざまなインフラ、まさに生活基盤の整備。それと産業の振興、当然雇用の確保ということになります。それと同時に、このような状況ですから、福島県の全体の中で、被災地を除いたところでは、8割ぐらい経済は戻っておりますけれども、非常に厳しい経済状況です。当然のことながら、財政の問題がそこで出てくるわけでもありますけれども、財政の確保です。

このような中で、今日もそれぞれ同席しております県議会、市町村、経済界の皆さん、県民が一丸となって、復興元年としていこうということで、新たな年をスタートいたしました。そういうことを御理解いただきたいと同時に、福島県の復興というのは、将来にわたって青少年がつくっていきます。総理が福島の復興なくして日本の復興はない。また、去年8月の全国総合高等学校文化祭の中で、私どもの生徒が申し上げた、福島に生まれ、福島に育ち、福島で働き、福島で結婚して、福島で子どもを生んで、孫を見て、ひ孫を見て、福島で生涯を終えたい。まさに子どもたちが新生福島をつくってまいります。そういう意味合いからも、青少年の健康というのは極めて大事である。生みやすい、育てやすい福島をつくること、これには青少年の活躍が不可欠であります。そういう意味から、子どもたちの健康を守りたいということで、18歳以下の医療費の無料化を官邸でもお願いし、更にそれぞれの閣僚の皆さんにもお願いしておりますので、改めてここでその実現に向けて、重ねてお願いしたいと思います。

更に復興計画では、今、次の国会で用意されている等々、また詰めた話もしていただくと思っておりますけれども、福島の復興再生特別措置法が極めて大事であり、福島の復興の大きな要でありますし、私どもの復興計画と整合していかないと復興はできない

ということもあり、この件についても、しっかりと詳細にわたって、それぞれの条文の中で基本対策をきっちりと法律にさせていただくことが大事でありますので、そのことについてもお願いしたいと思います。

野田総理の言葉どおり、福島の復興が日本の復興、福島の再生が日本の再生ということをして是非実現化させていただくことを心からお願いして、冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、報道関係者の方はここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○司会 本日の御出席者につきましては、時間の関係上、配付資料の名簿を御参照いただきたいと思ひます。

また、協議会構成員であります福島県議会議長さんが、佐藤議長から斎藤議長に交代されました。こちらにつきましても、お手元の資料2「原子力災害からの福島復興再生協議会設置要綱」を御確認いただきたいと思ひます。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず福島県復興計画について、福島県より御説明をお願いいたします。

○福島県 それでは、昨年につくりました福島県復興計画でございます。県議会、市町村、関係者それぞれの意見を受けまして、作成いたしました。これを企画調整部から説明させていただきます。

○企画調整部 企画調整部でございます。

福島県復興計画の概要について御説明いたします。お手元の資料をご覧くださいと思ひます。資料は2点ございます。A4カラー版の概要版、資料3と記載しております。これと分厚い方、福島県復興計画(第1次)が本体でございます。この2つが資料でございますが、本日は概要版で説明をさせていただきます。

それでは、概要版の1ページをお開きいただきたいと思ひます。そこに福島県復興計画の構成がございます。復興計画の構成でございますが、この復興計画は昨年8月に策定をいたしました福島県復興ビジョンで示しました、原子力に依存しない、安全・安心で持続的に発展可能な社会づくり、ふくしまを愛し、心を寄せるすべての人々の力を結集した復興、誇りあるふるさと再生の実現という3つの基本理念に基づいて策定をさせていただきます。

なお、原子力に依存しないという考え方を明確にするために、県内の原子力発電所の全基廃炉という内容をこの計画書に盛り込んでございます。その内容につきましては、計画書本体の4ページ、あるいは58ページに記載してございますので、後ほどご覧いただければと思ひます。

概要版の2ページをご覧いただきたいと思いますが、そこに復興ビジョンの7つの主要施策、更に具体化するために全体で38の具体的な取組み、延べ729の主要事業を盛り込んでございます。これらが復興計画の中心になります。

もう一度、1ページにお戻りをいただきたいと存じます。1ページの中ほどにございますように、復興に向けた県の取組みを県民の皆さんによく理解していただくために、これらの主要事業の中から重要な事業を抽出いたしまして、12の重点プロジェクトとして整理をいたしました。

そのほか下の左側に書いてありますように、地域別の取組み、右側に復興に向けた各種方策についても記載をしているところでございます。

3ページをご覧いただきたいと存じます。3ページ、4ページでございますが、これが12の重点プロジェクトをまとめたものでございます。12の重点プロジェクトを大きく3つにグループ化してございます。

最初は左に書いてございます「安心して住み、暮らす」ということで、4つの重点プロジェクトを掲げてございます。安心して住み、暮らすといたしましては、まず環境回復プロジェクトによりまして、徹底した除染等により、本県の環境回復に集中的に取り組んでまいります。

それから、生活再建支援プロジェクトで生活の再建に取り組む。

そして、県民の心身の健康を守るプロジェクト、健康管理調査等を通じて、県民の健康を守ってまいります。

更に未来を担う子ども・若者育成プロジェクトによりまして、18歳以下の医療費無料化です。これは国の御理解を得て何とか実現したいと考えておりますが、このことにより、安心して子どもを育てられる環境づくり、将来の産業を担う人づくりなどに取り組むこととしてございます。

次に真ん中でございますが「ふるさとで働く」といたしましては、何よりも雇用がなくては生活をしていけません。まず本県の農林水産業の再生に取り組んでまいります。

それから、既存企業の再生、新たな企業の誘致の促進などに取り組んでまいります。それが中小企業等復興プロジェクトでございます。

再生可能エネルギー推進プロジェクトによりまして、福島を再生可能エネルギーの先駆けの地とすべく取り組んでまいります。

医療関連産業集積プロジェクト等によりまして、更に雇用をつくっていききたいと考えてございます。

3番目が一番下でございます。「まちをつくり、人とつながる」でございます。これはまずふくしま・きずなプロジェクトによりまして、県内外に避難している県民と福島とのきずなの維持を深めるための取組みを行ってまいります。

それから、ふくしまの観光交流プロジェクトによりまして、交流の拡大に取り組んでまいります。

津波被災地復興まちづくりプロジェクトによりまして、総合的に防災機能が向上したまちづくりに取り組んでまいります。

最後に県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プロジェクトによりまして、常磐自動車道などの整備、浜通りと中通りをつなぐ道路の整備、小名浜港、相馬港の早期復旧、JR常磐線の早期復旧、災害時における情報通信手段の強化などに取り組んでまいります。

これらの12のプロジェクトを推進していくことにより、本県の復興を力強く進めてまいりたいと考えております。

次に5ページをお開き願います。5ページ、6ページ、7ページは、地域別の取組みを記載してございます。今回の被害の状況を踏まえまして、区分した5つのエリアごとに環境回復、医療福祉体制、教育体制の整備、産業振興、雇用確保、インフラの整備などの復興に向けた取組みを提示してございます。特に相馬エリアや双葉エリアにつきましては、相双地方の復興なくして福島、日本の復興はあり得ないという考え方の下に、復興に向けた環境整備に取り組むこととしております。しかし、警戒区域等におきましては、今後、国の避難区域変更等の動きを注視しながら、県民の意向に細やかに対応して、計画の柔軟な見直しを行うこととしてございます。

8ページをお開き願います。復興を実現していくため、民間団体、県民、市町村と連携して取り組むことは勿論でございますが、国に対しては必要な予算措置、法的措置、そのほか自由度の高い新たな財源措置を求めていくこととしております。

そして、復興に係る各種制度の活用を考えてございますが、その中で先ほど知事からも申し上げましたとおり、福島復興再生特別措置法が本県の復興のためにはなくてはならないものと位置づけてございます。

以上が本県の復興計画の概要でございますけれども、この計画の策定に当たりましては、被災市町村から避難住民が夢と希望を持てる計画にしてほしいという強い要請がございました。そういう復興計画としていくためにも、国の全面的な御支援、誠意ある対応が不可欠でございますので、何とぞお願いをいたします。

以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

次に避難区域の見直しにつきまして、政府の原子力被災者生活支援チームから御説明いたします。

○原子力被災者生活支援チーム 資料4に基づいて、要点を御説明したいと思います。

12月26日に原子力災害対策本部で決定された文書そのものでございます。

1ページ目の一番下の(3)にありますように、12月16日、26日の10日前に、2ページ目の冒頭にありますような、いわゆるステップ2の目標達成と完了が確認されたところであります。

その後、12月21日に使用済み燃料、燃料デブリの取り出し、廃炉などの中期ロードマップが策定されまして、中長期的な発電所の安全性の確保についても確認されたところでございます。

これを受けまして（４）でございますが、警戒区域及び避難指示区域の見直しに着手する状況が整ったという判断をいたしました。ただ、今般の原災本部の決定は（４）の一番下の段落にありますように、国として、まずは見直しについての基本的な考え方を提示して、そこから発生する諸課題、区域の運用については、今後、県、市町村、住民などとじっくり協議しながら決めていくという、段取りについて決めたということが特徴でございます。

3ページ目をお開きいただきたいと思います。新たな区域設定の前に、共通課題が4つあるという認識を共有いたしました。

（１）にありますように、まず何を置いても「（１）住民の安全・安心の確保」でございます。

③にありますように、20 mSv以下が原子力安全委員会での区域見直しに当たっての1つの基準でございましたが、これについては慎重な検討を行ったところでございます。

④にありますように、細野大臣のリーダーシップの下、内閣官房のワーキンググループで10回ぐらいにわたり詳細な検討をいたしまして、4ページの一番上の段のところにありますように、20 mSvは放射線防護をとるスタートラインとしては適切だという結論を得てございます。

「（２）徹底した除染の実施と子どもへの配慮」でございます。ここで申し上げることは3点でございます。

①の下段にありますように、国が責任を持って市町村についての除染をやりますけれども、その場合、避難指示区域については、区域が解除された後であっても、国が直轄地域として責任を持って除染を行うという点でございます。

5ページ目の②にありますけれども、除染については、中間的な目標をしっかりと持ってやっていくべきという共通認識でございます。具体的には、例えば20 mSvであれば、2年後に10 mSvにするという目標を持ってやる。

あと、子どもについては、特別な配慮が必要ということで、③の（ア）（イ）（ウ）のようなところをしっかりとやっていくということでございます。

「（３）インフラ復旧、雇用対策等」については、市町村のニーズに基づいて迅速に対応するというのは、言うまでもないところでございます。特に雇用については、帰還するにせよ、避難をせざるを得ないにせよ、これから最も重要な課題であると認識してございます。

6ページ「（４）損害賠償の扱い」でございます。東電任せにならずに、国としても積極的な賠償についての関与を行っていく。

②にありますけれども、今回の避難区域の見直しについては、その前にしっかりとした指針を出してもらおうということを、審査会に国として求めていくという内容でございます。

7ページ目でございます。警戒区域については、自宅に帰るにも許可が必要です。無断で自宅に戻れば罰金が取られるという制度でございますが、炉が安定した以上は、これを見直しすべきだと考えております。

7ページの(2)の下段にありますように、早ければ4月を目指して、警戒区域の解除について、市町村の皆様の御意見を聞いていきたいと考えております。

8ページ目でございます。具体的な3つの区域の考え方をお示ししてございます。

「①避難指示解除準備区域」です。いわゆる20mSv以下でございます。これについては(i)にありますように、特徴としては、引き続き避難指示が継続されるところでございます。ただし、線量が低い以上、除染、インフラ、その他早急に手当をして、1日でも早く帰還してもらいたい地域という性格でございます。

(ii)のところにありますように、解除に当たっては、緊急時避難準備区域のように、一律な解除は考えてございません。市町村と相談しながら、市町村が合意した段階で初めて解除する。市町村ごとに解除の時期がばらつくことを想定しますし、市町村の中でも段階的な解除があらうかと考えております。

立ち入り、その他については、9ページをご覧くださいと思いますが、柔軟に対応しようと思っております。この地域については、例えば事業所の再開、営農の再開、いろいろな条件を整えば、こういうものについても柔軟に認めていってはどうかという考えを持ってございます。

10ページをご覧くださいと思います。「②居住制限区域」です。いわゆる20mSv超えのところでございます。この地域は、除染、インフラ復旧などを計画的にしっかりと実施して20mSv以下にしていく。インフラについても、事前にしっかりとやっていく地域だと考えてございます。

立ち入りについては、現在の計画的避難区域と同様の運用をすべきだというのが我々の案でございます。住民の一時帰宅、通過交通、公共目的の立ち入りについては、かなり自由度を持ってやっていくべきだと考えております。

11ページ目でございます。「③帰還困難区域」でございます。今回の原発周辺地域には、残念ながら放射線レベルがかなり高い地域がございます。これについては除染を一生懸命やるにしても、長期の時間が必要などころがあるのではないかと考えております。

「区域の定義及び性格」のところにありますけれども、5年間を経過しても、年間積算線量が20mSvを下回らないおそれがある地域については、帰還困難区域としまして、住民の方のいろんなニーズに総合的な対応をしていくことを、政府として受け止める地域だと定義してございます。

12ページの「4. おわりに」をご覧くださいと思います。今回、基本的な考え方を提示させていただきましたが、皆さんも御理解のとおり、避難指示区域の種類ごと、市町村ごと、個人ごとに状況がかなり大きく違っていると我々も認識しております。今後、市町村や住民の方々の意向を十分に把握した上で、きめ細かな対応策を講じていくことと、避難中から帰還、生活再建まで切れ目のない支援策が必要であり、政府一丸となって、総合的な対応策を提案し講じていく必要があるということを、原災本部の総理を始めとする閣僚の皆様にご確認いただいたところでございます。

以上です。

○司会 続きまして、賠償関係につきまして、文部科学省及び経済産業省から御説明をいたします。

○奥村文部科学副大臣 大変御苦勞様でございます。文部科学省の損害賠償担当でございます。私から説明をさせていただきたいと思います。

ただいま原災の支援チームから御報告をいたしましたように、損害賠償につきましては、原子力損害賠償紛争審査会におきまして、進めていただいているところでございます。今後の避難指示区域の見直し等につきまして、損害賠償の考え方あるいは範囲につきまして、新たな指針を作成していくことといたしているところでございます。

特に指針に明示されない損害もあるわけでございます。そうした場合、被害者が東京電力から適切な賠償が受けられるように、御案内のとおり、センターを設置しております。郡山と新橋に解決センターを設置しているわけでございますが、この機能をより強化していきたいと思っております。

そして、昨年来、いろいろと御要望をいただいた中に、特に賠償が迅速に行われていない、誠意がないのではないかとというおしかりも受け、我々もそれを感じて、昨年末に経産省と文科省で、御案内のとおり、原子力損害賠償円滑化会議というものを設置いたしました。それで東電に対しましても、強力にアプローチ、指導を進めているわけでございますが、まだ生ぬるいところもございますので、近々に東電にもう少し強力に、しっかり誠意を持って対応できるようにということを申したいと思っております。

皆様方の日ごろの御苦勞に対して、真摯に受け止めて進めていきたいと思っておりますので、また御指導をよろしく願いいたします。

最後につきましては、事務方から説明させますので、よろしく願いいたします。

○文部科学省 文部科学省でございます。

資料5に従いまして、御説明を申し上げます。

原子力損害賠償につきましては、ただいま副大臣から御説明を申し上げたとおりでございますが、原子力損害賠償法に基づきまして、原子力損害賠償紛争審査会で中立・公正な立場から一般的な指針を策定してございます。

昨年8月5日の中間指針を提示させていただいたわけですが、そのときに幾つか宿題になっていた事項につきましても、更に検討し、12月6日には自主的避難に係る中間指針追補ということでお出しさせていただきました。これにつきましては、政府等による避難指示等に基づき避難をしていた方以外の方々も避難をされておられるので、そこについての考え方でございます。

対象者はここに書いてございますとおりでありますが、自主的避難をされておられる方のみならず、避難をせずに滞在された方も一様に恐怖や不安を抱いておられるのではなかろうか。まずそういう前提でございまして、また、事件発生当初はすべての住民の方々が対象になるのではないだろうか。事故発生からしばらく経過後は、子どもの方あるいは妊婦の方が対象になるのではないだろうか。

対象区域でございまして、いろいろな観点から総合的に勘案をさせていただきまして、四角に書いてございます23の市町村については、自主的避難を行ったことはやむを得ない面があるということを示させていただきましたが、ここに書いてない部分につきましては、個別具体的な事情に応じて賠償の対象として認められ得るということでございます。

損害額はそこに書いてあるとおりでございます。

なお、原子力損害賠償紛争審査会につきましては、今後の検討課題として、どのような時点までを賠償の対象として考えるのがいいのか。特に1年以降の精神損害につきましては、宿題事項ということで明記をされてございますので、そこについての考え方をどうするのか。避難区域の見直しを踏まえて、どういう損害賠償をしていくことが適切なのかということにつきまして、現在、鋭意検討中でございます。

次のページでございまして、具体的な賠償等の状況でございまして、私からは2、3について御説明を申し上げたいと思います。

副大臣から御説明を申し上げたとおりでございまして、基本的には相対で行います賠償の課題、紛争が整わない場合につきまして、紛争解決センターを設置してございます。郡山に事務所を備えてございまして、これ以外についても、お求めに応じていろいろなお聞きをするという活動をしてございまして、1月初め現在、約五百数十件の申し立てがございまして、また、その中には和解の仲介が成立されたものも幾つか出てきている状況でございまして。

また、国による仮払いも実施をしてございまして、1月初め現在45件の審査、35件、約15億円を仮払いで支払っているところでございまして。

そのほかの東京電力につきましては、エネ庁から御説明を申し上げます。

○資源エネルギー庁 資源エネルギー庁でございまして。

東電の賠償の状況等につきまして、御説明を申し上げます。

2枚目の1でございまして、9月に賠償開始でございまして、一番下の行、平成24年1月5日時点、請求をいただいておりますのが、個人様約4万4,000件、法人様約

1万8,000件でございます。このうちお支払いは個人約145億円、これは件数にしますと、1万1,500件に相当いたします。法人、ここにはJR等の団体も含んでおりますが、約1,261億円、7,000件に相当いたします。これが、今、支払い済みでございます。

飛びまして、4でございます。経済産業省でも東電に対しまして、さまざまな視点から指導をしてございます。

また、原子力損害賠償支援機構による相談業務等も進めてまいりましたが、先ほど各大臣よりお話がありましたとおり、政府一丸となって推進をするという観点から、12月27日に文部科学省、経済産業省、原子力損害賠償支援機構等、東電による原子力損害賠償円滑化会議を設置しております。

めくっていただきまして、その内容の一端でございます。

まず遅いということに対しまして、東京電力に申し入れをしまして、12月8日に改善策を掲げさせたということでございます。

左の上のところをご覧いただきますと、個人からの請求手続きにつきましては、請求の確認に非常に時間がかかっているということで、1日1,000件の確認を行う。これによりまして、12月初旬にいわゆる滞留、長期間かかっておりましたものについては、ほぼ解消したということでございます。

また、非常に遅れて困る方がいらっしゃるということで、合意に至ったものだけ先に支払うという形も進めております。これは115件でございます。

仮払金を先に受け取っておられまして、本賠償がそれに満たない場合には、第1回の支払いが0になってしまうわけですけれども、その場合でも、申し出があれば、精算を後送りする形になっておりますが、それについて16件、こういう対応も進めてきておるといってございます。

まだまだ課題がございますので、丁寧につぶしていきたいと考えてございます。

2、自主的避難者等に対する賠償の進め方でございます。これにつきましては、対象地域で定額賠償の対象になる方は150万人程度いらっしゃいます。これにつきましても、年度内の賠償開始を目指して、東京電力で賠償対策の構築を急ぐということでございます。住民の特定等につきましては、県、市町村の協力が是非とも必要でございますが、今、福島県の御協力の下、鋭意調整中でございます。

また、指針の対象に直接なっていない実費がかさんだ方、あるいは地域外の方の個別の、相当因果関係がある場合には対象となり得るといってございますが、これについてもしっかりと請求・受付体制の整備を進めるということでございます。

また、紛争件数の増加も考えられるということでございまして、市町村等の協力も得つつ、原子力損害賠償紛争解決センターの和解の仲介、活用を進めているということでございます。

今後とも円滑な賠償に尽力してまいりたいと思います。

以上でございます。

○司会 続きまして、除染の関係について、環境省より御説明いたします。

○細野大臣 環境大臣の細野でございます。

依然として、福島の方には、御不便、御苦勞をおかけしていることに対して、改めてお詫び申し上げます。

先ほど佐藤知事から今年復興元年というお話がございました。そのかぎを握るのが除染であると思っております。具体的な取組みの状況につきましては、この後、資料6に基づきまして、環境省の局長から説明をさせていただきたいと思っております。

皆さんには、この面についても御迷惑をおかけしてまいりましたけれども、1月1日から特別措置法が全面施行になりましたので、それに向けての準備の法的な部分は整っております。

また、体制につきましても、福島環境再生事務所を既にオープンいたしまして、政府としては関係閣僚会合を開くなどして、全面的に責任を持って遂行していくという体制が整ったと考えております。

本格的な除染の前の段階で、それぞれの市町村に大変御負担をおかけしながら進んでいる状況でございますけれども、この体制の整備をきっかけといたしまして、今年をまさに除染の年とすることができるように、全面的な取組みをしていくことをお約束申し上げます。

また、冒頭、野田総理からも発言がございましたけれども、除染をするに当たりまして、仮置き場、更には中間貯蔵施設というのが非常に大きな重い課題となっております。既に昨年末、福島県知事、双葉地方の電源地域政策協議会に私からお願いをさせていただきました。本当に申し訳ないという思いでいっぱいでございますけれども、除染を前に進めるために、ここは何とか地元の皆さんの御理解を賜りたいと思っておりますので、是非ともよろしくお願いを申し上げます。

詳細につきましては、この後、環境省の局長から説明をさせていただきます。

○環境省 環境省でございます。

それでは、資料6に基づきまして、御説明申し上げます。「I. 除染の進捗について」でございます。

「1. 除染の仕組みの整備」でございます。放射性物質汚染対処特措法、今年1月1日から完全施行されておまして、その準備ということで、施行令でありますとか、施行規則を昨年12月14日に、廃棄物関係、除染関係、それぞれ公布させていただいているところでございます。

これに伴いまして、2つ目の星印にございますように、昨年の年末、12月28日に国が直轄で除染を行う除染特別地域として、福島県11市町村を指定させていただいております。更に市町村に除染をしていただく40市町村につきましても、汚染状況重点調査地域ということで指定をさせていただいているところでございます。

なお、施行規則等の中身を具体的かつわかりやすく解説するガイドライン、2にございますけれども、除染関係ガイドライン、廃棄物関係ガイドライン等につきましても、既に公表させていただいているところでございます。

2ページ、除染等業務従事者関係につきましても、これは厚生労働省からでございますけれども、ガイドライン等でわかりやすく説明させていただいているところでございます。

3でございますけれども、法令の施行のための財政措置ということで、23年度3次補正、24年度当初予算においても、それぞれ所要額を計上しております。

また、市町村の除染実施計画策定に係る補助金につきましては、既に交付要綱を策定・公表済みでございます。実際の除染の補助金につきましても、法施行以前の取組みにつきましても、遡及適用可能とする等、使い勝手のよいものにする予定にしております。

4でございますが、先ほど大臣から御説明がございましたが、福島環境再生事務所を既に開設しております。複数のチームを設けまして、担当を設けて、市町村ごとに丁寧に対応していきたいと考えております。

3ページ「Ⅱ．国直轄の除染関連事業の進め方について」でございます。3つのステップに分けて進めていきたいと考えております。

1の除染実証モデル事業でございます。昨年11月から行っているわけでございますが、既に11市町村において事業が開始されているところでございます。

2でございます。本格的な除染事業を開始する前段階の拠点整備でありますとか、インフラ整備という意味でございます。昨年12月に自衛隊による役場の除染を行いました。今月、環境省による先行除染につきましても、協議が整ったところから、順次行っていきたいと考えております。

3の本格的な除染ということでございますけれども、今、市町村といろいろ協議を進めさせていただいているところでございまして、優先的に除染をする実施区域とか、あるいは土地・建物状況調査、こういった準備が必要でございますので、そういった準備が整い次第、順次やっていきたいと考えております。

4ページは「除染の推進に向けた今後の展開」ということで、非常に粗々なロードマップ的なものを付けさせていただいております。

5ページでございますけれども「Ⅲ．非直轄地域の除染について」でございます。これはいわゆる市町村において、除染していただく地域ということでございます。既に市町村におきましては、除染に係る計画を策定し、除染が順次開始されている幾つかの市町村があるわけでございますけれども、現在、除染実施計画の策定に向けて準備中の市町村も含めまして、市町村において除染していただく地域につきましても、国が責任を持って除染を進めるための必要な財政的措置、更に技術的措置、こういったことを講じていきたいと考えております。

以上でございます。

○司会 最後になりますけれども、福島復興再生特別法の検討状況につきまして、復興対策本部から説明をいたします。

○復興対策本部 資料7をお開きいただきます。

先ほど総理のごあいさつにもございましたように、福島復興再生特別措置法案は、1月に開会されます通常国会に向けて作業をしているところでございます。

既に12月には東日本大震災復興特別区域法ができましたけれども、これは福島県全域も対象となっておりますので、その上に重ねてこの法律が乗るという、2段重ねになることを御理解いただきたいと思っております。

項目といたしまして、県からの御要望を踏まえまして、現在、進めております内容は、以下のとおりでございます。合計7項目でございます。

1の目的等でございますが、何を申し上げましても、原子力災害が1つのキーワードでございます。そして、福島の復興再生ということで、福島県全域を対象にしたいと考えております。この際の国の責務について規定いたします。

2、基本方針は国の責任において策定させていただきます。

3、避難解除等区域でございます。県下全域を対象とすると申し上げましたが、避難解除区域は特殊事情がきつところでございますので、ここにつきましては、更に上乘せをした措置をとりたいと思っております。

4、5、6は、福島県全域になります。

4は、放射線による健康上の不安の解消のための措置でございます。

5と6が経済産業振興でございますが、5の方は被害を受けたところからの立ち直り、6は更に未来に向けての新たな産業の創出、この2つにしております。

7は再生協議会でございます。今日このように開いております再生協議会でございますが、新たに法律で協議会を位置づけ、法律の中に組み立てたいと思っております。今日はまだこのような概要で申し訳ございませんが、県と現在すり合わせをし、政府内では各省とすり合わせをしておりますので、でき上がり次第、早急に皆様方に御提示したいと思っております。

以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、御報告いただきました内容も踏まえて、出席者の皆様に自由に御議論をいただければと思います。

○構成員 こうしておいでをいただきまして、感謝を申し上げたいと存じます。

先ほど福島県から説明があった復興計画の中身にあるとおりであります。特にその中で私は2点お願いしたいと思っております。

第1点については、未来を担う子どもに対する支援であります。残念ながら、福島県から他県に相当子どもたちが行っているんです。戻ってこない。こういうことでは、将来を非常に憂う。そこで、今日は総理大臣も出席でございますから、福島県は子育て

日本一であると言えるように、原発事故災害を受けた福島県に対する特別の国策として支援をしていただきたいと思います。具体的には、18歳未満の子どもたちに対する医療費の無料を国の施策としても是非やっていただきたいと思います。今日は福島の復興なくして日本の再生なしと言った野田総理大臣も出席でございますので、特にそれをお願いしておきたいと思います。できれば、総理大臣からそうするというお言葉をいただければありがたいと思います。

第2点目ではありますが、再生可能エネルギーの話であります。それぞれ県の方でも、先ほど説明のとおりでありますけれども、その中で特に福島県は森林面積が非常に多いんです。こういう機会に森林の利活用によるエネルギー発電を、国で特別の財政的な支援をして、支出をしていただいて、実現できるようにやっていただきたいと思います。山は荒れ放題なんです。こういうときに木材、チップ等の利活用による発電、これは早急にやらしてもらわないと、一番働く場所がなくて困っているんです。お金をもらって生活をしていけばいいという問題ではないんです。そういうことで、一番は圧倒的な面積を持つ森林の利活用、これらの木材等を利用した発電、圧倒的多数の方のためにつくってもらいたい。医療機関とかいろんなことも大切であります。しかし、例えば農村の方も今年の作付けはどうなるんだと心配しているわけですから、圧倒的多数の方が働ける森林のような利活用だったら、伐採するとか、あるいはそれを搬出するとか、植林するとか、雇用の拡大につながるんです。そういう仕事づくりを是非考えてもらいたい。これは国のでこ入れて、そういう予算措置をとって、早急にやってもらいたいと思います。

私から2点お願いをしておきます。どうぞよろしくお願いします。

○司会 ありがとうございます。

それでは、地元のメンバーからどんどん御意見をいただいて、最後に政府側からコメントということにしたいと思いますので、引き続きお願いいたします。

○構成員 総理、今日は御苦勞様でございます。ありがとうございます。

また、吉田本部長、柳澤本部長にはいつも元気で活躍していただいております、お礼を申し上げたいと思います。

私が申し上げておかなければならないのは、損害賠償紛争審査会で中間指針を出すに對しまして、自主避難の対応について意見を求められました。そのときに私が自主避難には当然損害賠償を出してください、避難した人にも避難できなくて残っている方にも出してください。これについては、同様に出すという指針が出されましたことは、私どもにとりましては、応えていただいたということで感謝を申し上げたいと思います。

それから、私がそのときに申し上げたのは、放射能災害は福島県内一律に受けている。失礼ですけれども、どうしても線量の濃度で格差をつけたがる。放射能は初めての災害で、これは奥州市もそうでありますし、西東京だって不安な方は不安です。そうだとすれば、福島県の中で今回外れました白河地方、会津地方、これらの方々からは、一体ど

ういうふうに我々のところを考慮していただけるのかという声が、強く届いていることを市長会の会長として申し上げます。中間指針、あるいはその後で出す考え方以上のものを勿論、東京電力にこれらを更に要求していくというのが筋であります。筋でありますけれども、東電の場合には、政府の方針が出た以上ものを出すという部分では、非常に困難であるという経験を我々はしております。そうありますので、これは国におきまして、1つの基金の創設を速やかにしていただきまして、準備は逆になるんでありますけれども、最初にその地域に対する補償、そういったお金をみますという姿勢を政府として進めていただければ、今の段階で大変助かるのではないかと考えております。そういうことで、福島県内一体としての補償をお願いして、政府として県民すべからず補償の対象となるようにしていただきたいと思っております。

第2点でありますけれども、先ほど説明がございました、国の方の復興特別措置法案が検討中となっておりますが、5に「復興特区法の課税の特例の対象とする」とあります。これは、実はこんな事情がございますので、一応留意していただきたいと思っております。

震災を受けたり、災害を受けたり、放射能災害を受けたりしております企業につきましては、確かに法人税でありますとか、償却資産についてみてくれるというのはありがたいんですけども、実際の問題として、例えば旅館などはこれらの償却資産というのはないんです。ですから、もともと赤字を出しているところに法律を適用しましても、なかなかメリットがない企業が多いのではないかと考えております。ですので、固定資産税が一番わかりやすく、これを安くするのが私は一番の方法だと、これを聞いて思ったわけがございます。福島市内、福島県内の場合には、観光業、旅館が非常に痛手を受けておりますので、それらについて償却資産のみならず、そういった固定資産税等々につきましても、検討していただけるように、これからもお願いしてまいりたいと思っております。

それから、先ほど出てまいりました18歳以下の医療費無料化について、参考までに申し上げます。本市は昨年10月から、中学生までの医療費の無料化を実施いたしました。私も昨年の暮れに米沢市と山形市の自主避難者との説明会に出席いたしました。山形市長さんと米沢市長さんに会いますと、我々がつかんでいる数字とは全く違う数字が出ております。両方の都市を合わせまして、福島市からだけで6,000人以上の方が避難していると、受け入れ側の自治体はとらえています。

その中で、住所までこちらに移しているのかというと、実は住所までは移しておられないんです。どういうことかということ、理由はいろいろあると思うんですけども、どうもその方々は福島市に住所を残しておくことによって、中学生まで医療費が無料で受けられるということも1つあるのではないかと考えております。ということは、県内全体で18歳までの医療費を無料化してくれということ、先ほどから出ている提案の中で、全国に広がっている人たちが、戻ってくる際にどこの自治体に戻ってくるかわからないわけです。不

安もあるわけです。そうしますと、我々福島県は、こういう時代でなければ、言ってみれば福島市が一番進んでいる自治体の一つなんですけれども、まだそういうことをできない自治体もたくさんあります。ですので、そういったところに対して、平均的に医療費の無料化という政策を出すことは、子どもたちを帰すための大きな弾みになると思っておりますので、この点もよろしくお願ひしたいと思っております。

それから、山形、米沢だけでも6,000人の方が出ているときに、福島のような町は、いつも言うように、東は比較的線量が高いんだけど、西の方は低いんです。もう一つ言うと、福島市には避難している方が1万2,000人いるんです。それは仮設住宅と民間のアパートなので今は、民間のアパートが空いてないんです。つまり安いところに移ろうと思っても移れない状況なんです。だから、ひところ余っていた公共住宅も今は足りなくなっていると考えていいわけです。そのときに、やはり避難者を対象とした住宅を政府として用意していただく。私が言っているのは、自主避難者の皆さんが帰ってくるときに、そういう安いところに帰ってきて、同じコミュニティの中で生活ができるかどうか。これが1つです。

それから、避難地域から移ってこられる方も、いつまでも仮設住宅で本当にいいんですかということです。このことはいずれ課題になると思います。これは勿論避難者の意見も聞かなければいけません。本当は地元に戻らなければならないんですから。避難所というのは、町をつくる、仕事もつくるということは、私が言っていることと通じることがあるんです。我々の立場から言っても、実際に避難地域の方々にとっても、再生していく上で、町をつくって、公共住宅をつくって、仕事をつくっていくということは、コミュニティを再生するという意味では大事な考え方なので、1つ参考にしていただきたいと思ひます。

以上、私から言わせていただきました。よろしくお願ひします。

○司会 どうぞ。

○構成員 総理、今日は本当に御苦勞様でございます。

また、福島のお米のむすびを食べて安全・安心を確認していただいて、更にそれを普及拡大していただひていること、大変ありがたく思ひしております。

就任されてから2回目の復興再生協議会で、私が申し上げたのは、とにかく野田総理にはスピード感を持ってお願ひしたいということをお願いしてきました。しかしながら、10か月を過ぎて、スピード感が期待外れと言っても過言はないと思ひます。

ただし、その中で3つほど評価いたします。

一つは原発事故のロードマップのステップ2が1か月前倒しで完了した。これについては評価したいと思ひます。

更にモデル実証事業でございます。私から役場庁舎を除染したいと強いお願ひをしましたが、速やかに除染したことにつきましては、心から敬意を表したいと思ひます。成果も出たし、しっかりとこれについてはインパクトを与えていただきました。

もう一つは精神的損害賠償でございます。9月以降から10万から5万に下げられたということについては、今までこういう会議の場でも、最低10万円にしてくれということをお願いしてきましたが、10万円にさせていただいたこと。この3点は評価いたしました。

そのほかについては、すべてスピード感がないということでございます。例えば除染のスピード感です。特に細野大臣にはロードマップを早く示していただいて、被災住民に集会とか意見交換の中で、我々が取り組む姿勢を示すのが一番大事なことなのですが、この間の説明では、大臣は4月とおっしゃっていますから、これは絶対に約束を守ってください。これが遅れると、また避難住民の心理状態がさらに厳しくなると思います。

更に復旧・復興のロードマップです。前にも申し上げましたが、縦割り行政ということが障害になって、インフラ整備、ライフラインの復旧・復興が全然進まない。この辺はようやくテーマに挙がってきていますが、こういうことは是非とも速やかに、帰還が早くなる一つの条件は除染と復興・復旧ですから、これを並行してやらないと、絶対に戻りません。それを一つお願いしたいと思います。

それから、やはり雇用です。帰る一つの条件の中には仕事があります。戻ったら仕事はどうなるのだろう、これも一つの必須条件でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

更に警察の方からお願いされました。4月から区域の見直しをされるということは、大変いいことだと思います。しかし、治安体制、警備体制の問題があります。今までも相当な被害がございます。空き巣です。区域の見直しによって警察関係の対応が今から非常に不安であります。直接警察の署長から進言がございますので、総理、これは相当な進言がきているのです。膨大な損害を受けていますので、治安体制、警備体制については更に強化して、安全を確保していただきたいと思ひます。さらに空き巣だけではなくて、乾燥シーズンに入りましたから、火災が発生したら、もう初期対応はできません。全滅の状況の中で火災の被害が出ますので、これも含めて対応をお願いしたいと思ひます。

それから、我々は津波で常磐線がすべて機能しなくなりました。今回の来年度の予算には、残念ながら、そういう調査、用地の買収などの予算が1円も計上されておりません。これは復興には欠かせないインフラでございますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ最後に申し上げます。財物の補償は、今からいろいろと取り組んでいかないと、帰還するような意識にはなりません。ですから、財物の補償もそろそろ考えて、示されたいかがでしょうか。よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

以上です。

○司会 ありがとうございます。

○構成員 私からは、時間の関係上、簡潔に申し上げます。

皆様方、中央におかれましても、きめ細かい対策を講じていただいて、ありがとうございます。ただ、ずばり申し上げますと、余り精緻な計画を持ってきますと、地元にきますと、福島県を分断していくという懸念があるのではないかと考えております。ですから、繰り返しになりますが、原発補償金の問題につきましても、海外から見たら、福島は一体なんです。そこを区分けして、放射線量で分けていく。それは文科省さんの手法から言えば当然なんでしょうけれども、それでは地元がなかなか納得できないという問題がございますので、この点は御配慮をお願いしたいと思います。

私は、福島県経済の動向については、かなり責任のある立場でございます。これで見えていきますと、よほどの手だてを講じないと、福島県の経済はシュリンクしていく。多分去年辺りは8兆円ぐらいでしょうけれども、今年は下手をすると7兆円ぐらいになってしまうかもしれない。繰り返しになるんですけれども、こういう非常事態ですから、法的な立法にしろ、手法にしましても、若干超法規的な手法が必要ではないか。例えば税制の問題もありますけれども、そんな細かいことを言ってもしょうがない。端的に言えば、福島県がタックス・ヘイヴンになるぐらいの思い切った減免、勿論ここには副作用がございますけれども、これを是非ともお願いしたい。当然これがないと、企業は立ち行きません。

もう一つ、電力料の問題についても非常に問題で、今、東京電力から給電を受けて、何とか東北電力がやっているという実情でございます。そうなっていくと、今度は問題が広がってしましますが、エネルギー政策のうちベストミックスという便利な言葉がありますけれども、果たしてどこまで、どんな形で、今までの原発の問題を考えていらっしゃるのか。エネルギー供給と同時に、福島県の産業界は、例えば電力料金は0とか3分の1にする、こういうラジカルな方法をとっていただかないと困ると思っております。

あとは私のジャンル以外の問題ですけれども、先ほど来お話のあった子どもさんの医療費ただというのは、私は立法に余り詳しくないんですが、こういうやり方というのは、もしやるとすれば、今までの行政上やったことのないことになると思います。だから、あえてやっていただきたいと思っている次第でございます。

ですから、3つです。税金、電力料、原発補償金の一括保護、全県的な支払い、最後は子どもさんの医療費の問題です。これについては、1つのヘイヴンができてしまう。ヘイヴンすると、必ず弊害ができます。しかし、弊害を恐れてやらないのでは何も進まない。この辺は腕力がある皆様方でございますから、大いに進めていただきたい。

私からは以上でございます。

○司会 どうぞ。

○構成員 野田総理、初めてでございます。

本当にありがとうございます。

3つお話をさせていただきたいと思っております。

1つは、台風にしる、地震にしる、被害に変わる思いはないと思いますが、普通の災害はある程度涙を流して、苦しんで、もがいて、ある程度時間が経てば、ゼロからスタートしよう、それしかないとなるんです。ところが、放射能相手の災害は、残念ながらゼロに向かって、これから長い間、世代を超えて、不安と闘いながら、生活の大変さと闘いながらいかなければならない。これが放射能の特殊性ですと言うと、ほとんどの人は、なるほど、そう言われればそうだねなんです。私は国会の先生方も大方はそうではないかと思っています。ここにおいで平野大臣や細野大臣はそれとは全く違いますけれども、大方はそういう思いではないのかという気がします。知事さんがこれだけいろいろなことを言っているわけですから、放射能の特殊性というものをしっかりと国は認識をしていただきたい。

もう一つの特殊性は、人間の心を分断しているということです。不安との闘いの中で、線量の高いところの人、低いところの人、あるいは帰りたい人、帰りたくない人、夫と妻も含めて、補償をもらっているものですから、働きたくないとか、人間の心がものすごく荒廃させつつあるというのが放射能の特殊性なんです。これは現場でないとわかりません。是非そういう中でお願いしたいのは、除染を最優先に、ほかの予算を削ってでも、ここ1～2年が勝負なんです。そうでないと、人の心の方がもっとおかしくなっていくということでもあります。

当然、今、皆さん方もおっしゃったように、将来の子どもについての安心・安全というものも大事だと思います。医療費の無料も含めて、この2つを急いで制度としてつくっていく、あるいは予算としてつくっていくというのが1つだと思っています。

2つ目は、今度、区域の変更ということがありました。一生懸命考えていただいているというのは重々わかりますが、先ほど言ったように、私たちは地域の住民のコミュニティなり離れる心を何とか同じ方向に向かせようと思って、みんな必死にやっているんですが、国の出す政策はそこをますます離れさせようとする政策になっているということです。そんな思いでやっていることではないと思いますが、そうなっているということです。

例えば今日の読売新聞も、「どこどこには何人が住めません」というデータが、どこから出たかわかりませんが、出ています。私たちは出していないということかもしれないけれども、こういうものを住民は見ていますから、また住民の心が分かれていくということでもあります。一方で、いくら自治体と協議をしますと言ったところで、住民は新聞報道の方が正しいと思っていますから、そこで皆さん方の政策に対して苦しまれる立場になるということです。そういうことから、新聞紙上なりマスメディアに、自治体や住民ときちんと相談した上でしか決めませんとはっきりと言っておくことが一番だと思っています。これが2つ目です。

最後に毎日テレビを見させていただいて、私は野田総理に非常に期待しています。かなり厳しい状況でもぶれないという気がします。ぶれないでいくということが大切だと

思います。消費税も私は当たり前だと思っています。ただ、残念ながら、国がすべてできるという話ではないんです。我々に裁量権をもう少しいただきたいという気がします。裁量権というのは、権限と財源だけを寄こしてくださいと言っているわけではないんです。住民と向き合って、一緒になって苦しんで、悩んで、話し合って、そこで進めていくということではないかという気がします。そうしますと、私たちは間違いなく矢面に立たされます。それでいいんです。我々も責任を持たせられているわけでありますから、当然賛成の意見だけではありません。必ず別な意見もいっぱい出てきます。それらと向き合って、初めてふるさとが戻るということです。やはりそういうことだと思います。

例えば今度除染がモデルとして入りました。当然大手企業に入ってください、やっていただいています。これからの除染は、間違いなく我々を抜きにしてできるはずがありません。一軒一軒、農地や山林とやっていくわけですから、必ずそこに我々の心が入っていかないとだめなわけです。今のルートが悪いとは思いますが、それはそれとして、我々が直接動けるような、裁量権ができるような、もう一つのルート、事業をつくっていただきたい。

わかりやすくいえば、例えば10億だったらば、2億ぐらいは私らが直接これとこれに使う。そうすることによって、住民の心を引きつけたり、あるいは納得させられるという話なんです。すべて国がということになりますと、一生懸命我々のことを思っているんでしょうけれども、それが我々の苦勞の種をつくっている形になるんです。ですから、国が責任を持ってやるという言葉は非常にありがたいんですが、それがすべてではない、我々にある程度の裁量権の分野、もう一つの制度もつくっていただくということではないかという気がいたします。

我々もなってしまう以上は、必死になってやりたいと思っていますから、そういうソフトランディング的な、猶予期間というものを是非お願いしたいと思っています。ソフトランディングの提案は、それなりに幾つか出しておりますので、それをもう一度検討していただいて、いずれ解除するときに、住民に踏絵を踏ませるわけです。帰ろうかな、帰りたくないな、帰りたくても帰れない、そこはソフト的な事業を幾つか国が用意することによって、皆さん方はもうちょっと様子を見るかとか、ちょっと行ってみようかという形になるのではないかと。残念ながらソフト的なことも併せないで、20以下、20～50、50以上はこうだという話になると、みんな右往左往して、みんなの不安をかき立てている形になっているということでもあります。みんなもいろいろ提案をしていると思いますから、謙虚に聞いていただいて、すべてができるとは思いませんけれども、是非よろしくお願いしたいと思っています。

以上であります。

○司会 それでは、どうぞ。

○構成員 初めてこの会合に出ましたが、今回は3回目ということです。これは非常に残念なことです。福島県の復興再生協議会ということで1回目からやってきたはずなん

です。非常に皆さん方に一生懸命やってもらっているのはわかるんですが、何も進んでいない、遅いという一言に尽きるということなんです。

3月11日以降、15日ごろから、野田総理大臣の前の総理大臣のときから、さまざまな大臣が土曜日、日曜日という福島県に必ず来て、さまざまな約束をしているんです。県民感情あるいは議会から言わせると、知事にも何回も質問をしてやっているんですが、何も進まないのではないかと、遅いというのがまず1つなんです。

どういうことかというのと、1月1日から除染の特措法が施行になりました。つまり10か月が過ぎるころにようやくなんです。

それから、今日言われている福島復興再生特別措置法もこれからつくるといことです。10か月も過ぎて、いまだにできていないんです。何の会合をやっていたんですかと言いたくなるというのが、県民感情なんです。どうかスピード感を持っていただきたい。こういう話し合いを過去2回、それ以上に何回も会合をやっているわけです。

それから、復興担当大臣のところ、原発、福島にも担当の方がいる。あるいは今度環境省の現地対策本部、原子力発電所の現地対策本部は最初からあったオフサイトセンターなのに、その現地対策本部が本当に活躍していただいているかということが、県民感情として、議会として、非常にあるということを理解してもらいたい。現地対策本部をつくったなら、そこが先頭に立ってばんばんやってく。我々もそこに行けば話が通じるというふうにしてもらわないと、現地対策本部というのは何ですかということになります。現地対策本部なんですから、全権委任でやるべきだと思うんです。そういう形で、これからはしてください。

もう一回言いますが、復興再生特別措置法は早くつくってもらわないと、これからやるんと言われたら、福島県は何をやるんですかということになるでしょう。復興計画をせっかく福島県でつくっても、国の法律がこれからですから、これは明日つくるぐらいの馬力で、申し訳ありませんが、新しい国会が始まったら、これは最初に通してもらわないと、この会の意味をなさないと思います。よろしくお願いします。

○司会 どうぞ。

○構成員 皆様方がいろんな観点から申しあげましたので、私は農業の観点から御意見を申し上げさせていただきたいと思います。

東北地方は日本の食糧基地だと言われております。今、その中の福島県、重要な食糧基地が崩壊しようとしているということを一言申し上げたいと思っております。23年は5,000Bq以下のところに作物を作付けさせていただくことができました。しかし、今、厚労省、文科省で検討している暫定基準値が、500Bqから100Bqへ、ということになりますと、今まで作付け可能であった地域は、今後どのように作付け可能地域、不可能地域というのが分布されるのかという心配があります。今までは作物の移行係数が10%だということから、500Bq以内であれば5,000Bqということでありましたけれども、今度100Bq以下だということになると、一律に1,000Bq以下の土地に作

物をつくらせるのか、それとも今までの調査では、もろもろの相関関係があつて、水、土壌、あるいはカリウムが少ない、空中の線量が高い、何を根拠、基準として1, 0 0 0 Bqという地域内に、稲を始めとする作物を作付けさせるのか。もう24年度の農業はスタートしました。1日でも早くそれらの基準を決定して、我々にお示しをいただきたいと思っております。

また、福島県の米を守るために、知事は1袋ごとに検査をする。それが消費者の皆様方に安全・安心の形の中で御購入いただくということで、24年産米につきましては、全袋検査をするという宣言をされたところであります。しかし、残念ながら、そのような機器はまだできておりません。研究はしております。何とか国の御支援の下で、そのような全袋検査ができる機器の開発を早急にしていただくことが、福島県の農業のスタートが切れると思っておりますので、その辺につきまして、是非とも取り組んでいただくことを要望させていただきたいと思ひます。

もう一点、除染の話が出ました。中間処理置場あるいは施設ということで、なかなか決まっております。今、畜産農家が糞詰まりです。いわゆるセシウムを含んだ稲わらを食べた牛の糞が移動できないということで、山積みになっております。その後、確かに汚染稲わらでないものを補給することができました。ただ、生活しておりますから、連日、糞はたまっていきますが、その糞のやり場がない。畜産農家はいろいろな支援もいただきましたけれども、今後どのようにしていいのか。これから雪が消えて暖かくなりますと、臭いあるいはハエの問題、いろんなものが周辺にまき散らかされるということで、非常に悩んでおりますので、その辺は早急な対応をお願いしたいと思ひます。

いずれにいたしましても、農業という産業は命と直結する産業です。大地が汚染されたことが、我々農業をやる者にとっては決定的なダメージを与えられております。除染はもとよりでございます。つくっても売れないということで、農業の後継者がいなくなり、福島県の農業は存亡の危機に瀕しているという状況をどうか御理解をいただきまして、早急な対応をお願いしたいということで、私からの意見とさせていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○司会 お願ひいたします。

○構成員 今日はありがとうございます。3分という持ち時間で、何とか早目に切り上げたいと思ひます。

まず総理にお伺ひしますが、私たちの双葉郡民は日本国民なのかということをしつかりとお答えいただきたいと思ひます。それから、法の下に平等であるのか、これもお答えいただきたいと思ひます。憲法で守られているのか。この3つは総理からじかにお話をお聞きしたいと思ひます。

私たちは、精神的被害の10万円を毎日使い込んでいるのではないかというぐらい、町民からいろんな形で要望、要求、あるいは苦情を聞いております。その大部分を私の方でカバーしております。ほとんど政府の方にはいっていないと思ひます。

それから、メディアです。外国のメディアと日本国内のメディアでは差があるようでございますので、この辺を何とかしないといけないのではないかと思います。メディアに関しましては、政府公表せずということが2回ありました。これらは私たちにとってなおざりにされる問題だと思います。これはお答えは要りませんが、私は大変怒っております。

また、今日のような会議はもう少し時間をつくっていただければ、ありがたいと思います。3分で言うことはなかなかできません。

それから、政府の方には無理をしていただきたくないと思います。無理なことがいっぱいあると思います。今、相当言われていると思いますけれども、無理をしないためには、公表してどんどん出して、そうでない方法をやっていかないと、どんどん詰まっていくのではないかとこの心配をしております。

そんな中で除染ですが、自然界については除去以外は効果が上がりません。濃度規制ではだめです。総量規制でなければ、子孫に大変な環境負荷を残すだけになりますので、これは大変大きな問題だと私は常々考えております。

区域の見直しについては、我々にとって非常に大きな問題です。20 mSvというのは、私は安全ではないと思っておりますので、安全と言った安全委員会の家族の皆さんに住んでいただきたいと思っております。

東京電力の賠償問題ですが、我々に謝っているという姿勢は感じられません。誠実な実行をお願いしたいと思います。

以上です。

○構成員 今、それぞれお話が出ました。原発災害は広範囲に及んでいる。長期にわたるということを御認識いただいて、特別法の中で大事なことは、恒久的な包括法をしっかりと踏まえていただきたい。あと、国の責任を明確に明記していただきたい。今まで我々が国の方と対応しているときに、縦割り行政なんです。垣根を越えたもの、一元化が一番いい。復興と原発は一元化というのが我々としても一番やりやすいし、皆さん方も総合的な感覚を持ってできると思います。

それと同時に、財政でいつも悩んでおります。しかも、使い勝手のいい財政措置が極めて大事だと思います。今、市町村長さんがおられますけれども、これをしっかりと踏まえて、特別立法をつくっていただきたい。

あと、避難区域については、丁寧な説明をしっかりとっていただきたいというのと同時に、もうチームはおつくりになっていますので、これも早く進めていただきたい。

それと同時にインフラです。これも今日現地を見ていただいておわかりになったと思いますけれども、やはりインフラがそろっていないと、ただ体だけ行っても生活できないですから、ここもしっかりやっていただきたい。

賠償についてです。これは被害に見合った十分な賠償が必要です。先ほども出ましたが、今、避難区域云々の見直しをやっているわけですから、財物の賠償基準を早急に示してもらわないといけない。

あと、賠償の期間です。これは本当に大事だと思うんですけども、被害者がそれぞれの生活の再建を果たすことができるまで、しっかり期間をとっていただきたい。

先ほど言った県南、会津、南会津が対象外になっている。しかし、これは12月22日の要望で枝野大臣と中川文科大臣には御理解をいただいたと思っていました。しかも、1月の初旬にという話だったことを改めて皆さんに申し上げておきます。

除染については、先ほど細野大臣からありました。

中間貯蔵施設は、地元の自治体、住民に丁寧に、しかも、しっかり意見を聞いて、その意見を十分に尊重していただきたいと思っております。

県としても、町村と一体的に考えていかなければいけないということで、町村の皆さんとも会議をさせていただきました。

それから、医療の無料化は何としても、再三にわたってお願いしております。

以上、よろしく申し上げます。

○司会 ありがとうございます。大変多岐にわたって、御意見をちょうだいいたしました。

3大臣がおられますので、細野大臣、平野大臣、総理大臣、御発言いただけますか。まず総理大臣、お願いします。

○野田総理大臣 まず私の方から総括的にお話をさせていただいて、あとは担当大臣に補足をさせていただきたいと思っております。

知事を始め皆様から、現場の切なる思いを改めてお聞かせいただきました。感謝申し上げます。今日は来てよかったと思えました。

その中で、個別の課題は後で回答があるかと思えますけれども、まさに人の心の分断というお話がありました。区域の問題、賠償の問題、あるいは戻るか、戻らないか。コミュニティの分断、家族の分断、そういう現場を預かるお立場で、本当に被災者の皆様に寄り添いながら、厳しい決断をこれからどんどんしていこうという中で、我々国は足を引っ張ろうとは思っておりません。そこは是非御理解ください。そのお気持ちはどのお立場の方も同じだと思いますけれども、国も責任を持って、その問題に向き合って解決していきたいんです。変な情報が変なところから流れたりして、説明責任をいきなり現場の皆さんにいきなり預けてしまうということがないように、大事なことを決めていくときには、皆さんと向き合って、議論をして決めていくことが大基本であるということは、是非御理解をいただきたいと思えます。

その上で、我々は国民なのかというお尋ねがありました。今、一番日本で困難を抱えていらっしゃる国民だと思っております。だからこそ、我々は最後まで責任を持たなければいけないと思っております。遅いとかいろいろと御指摘もありました。御批判は甘んじ

て受けなければいけません。反省すべき点は反省します。だけれども、大事な国民だと思っています。一番お困りいただいている国民だと思っています。そこは是非受け止めていただければと思います。

全体的な中で、多くの方から御指摘をいただきました。お子さんの健康管理の問題、医療費無料化の御指摘がございました。

もう一つは、放射線の線量によって福島県を分断するのは困るというお話であります。白河、会津のお話も出ました。これは先ほど知事との会談の中でもお答えさせていただきましたけれども、今日はそのことが特に重要な命題だということを持ち帰らせていただいて、きちっと結論を出していきたいと思っております。

あとの個別の課題については、それぞれの大臣から申し上げると思いますが、今日はお会いできて、本当によかったと思っております。お会いしたことによって、責任が生じたと思っております。ありがとうございました。

○細野大臣 皆さんからこれまでの政府の取組みのスピード感について、非常に厳しい御指摘をいただきました。3月11日以降、原発の問題に継続して当たっている者の1人として、お詫びを申し上げなければならないと思っております。私どもとして、勿論全力でやっておるわけですが、これだけ皆さんに御迷惑をおかけしている以上、結果を出すしかありませんので、今日の厳しい御指摘も踏まえて、更に政府全体でスピードアップを図っていくことを、ここでお約束を申し上げたいと思っております。

具体的な御指摘をいただいたことについて、幾つかお答えをいたします。

まず除染でございますけれども、皆さんに御協力をいただいて、ここまで何とかきましたが、これからが本番だと思っております。除染のロードマップは、春にはということで申しあげましたけれども、1回ですべてのロードマップをつくるということではなくて、場合によっては何回かロードマップを更新することも含めて、できるだけ早い段階で出したいと思っております。若干具体性が各部分で出てくるかもしれませんが、町によってそれぞれ取組み方が違うという面もありますので、具体的なところがもしかしたらあるかもしれませんが、出すということについては、むしろ前倒しをできるだけしていきたいと思っております。そこはそれぞれの地域で事情というのがあるので、相談に乗っていただければ幸いです。

また、地元についての除染、例えば地元の住民の皆さんに関わっていただく除染の方法についてということだと思っておりますが、そこは再検討いたします。国がということで、どうしてもゼネコンに偏りがちの部分がかつてきたかと思っておりますので、福島環境再生事務所も人数が増えましたので、それぞれの町に直接環境省の職員が行って、相談できる体制が間もなくできますので、そこも含めてしっかりと今のお話に沿えるような形で努力をしたいと思っております。

そして、知事の方から最後にお話がありました中間貯蔵についての説明責任は、すべて国にあります。私自身が責任者でございますので、そこは改めてこの責任を自覚して、これから取り組んでいきたいと思っております。

もう一点、米の検査について、ございました。東大の児玉先生からも検査をできるような機器をとということですとお話をいただいて、実は我々もメーカーと話をしております。正確に測れるんだらうかとか、果たしてそれが検査機器として適切なのかとか、いろんな意見があるんですが、私は多少簡易であっても、スピードをもって測れて、それで安心をしていただけるということであれば、開発をすべきだと思っております。これは農水省であるとか、厚生労働省であるとか、さまざまな役所が関わるわけでございますけれども、私ども環境省は健康全体についての取組みをするという立場でございますので、全体の調整をして、できるだけ早期に導入できるようにする。導入したときには、この福島県で、米からという知事の御発言もございますので、具体的な導入ができるように、全面的にそこは取り組んでいきたいと思っております。

最後に健康管理について、皆さんから非常に切実なお話がありました。医療費の無料化の問題というのは、政府全体でこれまでも取り組んできている問題でございますので、今日承って、しっかりと検討していかなければならないと思っております。

その上で、もう少し広い意味で、特にお子さんの健康管理の問題というのは、皆さんにもう基金をつくってやっていただいておりますが、環境省がこれも担当することになりましたので、率直にそこは県とも相談をさせていただきたいし、それぞれの市町村でどういったところに問題をお感じになっているのかということをもう一度聞かせていただいて、県と地元の皆さんと国と一緒に、まさにそこはタッグを組んでやれるような体制をできるだけ早急につくりたいと思っておりますので、そのことについて改めて取組みの強化をすることを、この場をかりてお約束を申し上げたいと思っております。

十分にお答えをし切れしていない部分については、すべて引き取らせていただいて、再度書面で回答することを含めて、最大限の対応をさせていただきたいと思っております。

今日は本当にありがとうございました。

○平野大臣　たくさんの御指摘をいただきました。私からも何点かお答えをさせていただきますと思います。

まずいわゆる自主避難に関係した問題につきましては、先ほど総理から御説明があったとおりであります。

それから、医療費の18歳未満の無料化につきましては、今日も強い御要望をいただきました。これにつきましては、正直申しまして、政府内ではさまざまな議論があります。この議論をどういうふうにとまとめていくかということにつきましては、復興対策本部としても、今日の御意見等々も踏まえた上で、方向性を早くつけたいと思っております。なぜ必要かということにつきましては、今日、1つ御示唆をいただいたので、これも踏まえて考えていきたいと思っております。

それから、復興特別措置法、予算関連法案もございますが、これはできるだけ国会が開かれまして、早急に審議いただきまして、成立を目指したいと思っております。

その中で、法律の案は、今、詳細を詰めておりますけれども、今日御意見をいただきました税制の問題につきましては、これもいろいろと御意見をいただいております。いただいておりますし、今、我々が考えられる範囲のこと、できる限りの措置をしたいと思っておりますが、それが必ずしも今日いただいた皆さん方の御意見に100%マッチしない面もあるということだけは、御承知をいただきたいと思えます。

あと、再生可能エネルギー等々につきましては、予算措置を一応しております。これをどのように使うかということにつきましては、この場でも議論していきたいと思えますし、県と国とでもしっかり議論しながら、使い道を考えていきたいと思っております。バイオマスのエネルギーというのは1つの大きな柱でありますから、これについては、今、農水省もかなり前向きな形で検討を進めております。

それから、雇用の問題、インフラの問題は、今日さまざまな御意見をいただきました。

特にインフラの問題につきましては、現状をきっちり把握するということで、これを急ぎたいと思っております。それを踏まえた上で、各自治体、皆様方の御意見等々も聞きながら、復旧の方針を早く固めたいと思っております。

あと、ステップ2達成によりまして、もう一つ大きな仕事が待っております、今日、お話がございましたけれども、帰還をどういうふうに進めるかということにつきましては、さまざまな観点からの検討が必要だと思っております。さまざまな観点で検討を進めながら、県あるいは関係自治体の皆さん方とのすり合わせをしながら、どういう手順で、どういうスケジュールで帰還を進めるべきか。勿論除染ということが絡んでまいります。補償という問題も絡んでまいります。インフラという問題も絡んできます。雇用という問題も絡んできます。さまざまな観点がございますので、こういったことについては、余り時間をかけている余裕もないと思っておりますが、しっかりとすり合わせをしながら、すり合わせをした考え方を避難者の方々にお示しをして、御決断をいただく大変つらい作業でありますけれども、これをしてやっけていかなくてはならないと考えております。

農業の問題、作付けの問題の時期については、農水省と27日に一応方針を出しましたけれども、どのような形で作付け宣言を行うか、あるいは作付けしてもいいという範囲の決定につきましては、これから関係自治体と鋭意協議するということで、今、準備をしております。関係農業団体との調整も併せて行っていくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

まだ何点かしかお答えしておりませんが、今日いただいた御議論、御意見等々については、いずれ一つひとつしっかりと答えていかなくてはならないと思っております。スピード感ということについては、肝に銘じてやりたいと思えます。なかなか大変

な面もございますけれども、今日そういった辺について、また叱咤をいただいたということでございますので、それも受けて進めたいと思っております。

以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。

次回については、また御相談をさせていただきます。

ありがとうございました。